

昭和の大合併後の市町村合併… これからの市町村合併

【最近の動向】

昭和の大合併後は全国的にほとんど市町村合併が進んでいない。新潟県でも昭和46年以降の市町村合併は平成13年1月1日の新潟市、黒崎町の合併のみである。

＜参考＞昭和40年以降の新潟県の市町村合併

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和42年1月1日	中条町	中条町・築地村	編入
昭和43年11月1日	柏崎市	柏崎市・黒姫村	編入
昭和46年4月29日	上越市	高田市・直江津市	新設
昭和46年5月1日	柏崎市	柏崎市・北条市	編入
平成13年1月1日	新潟市	新潟市・黒崎町	編入

＜参考＞合併特例法の期限を考慮した場合の合併の検討・手続きの流れ

年度	検討・手続き項目	主体
16	合併施行（H17.3.31） ↑ 合併の告示 ↑・総務大臣への届出 ・廃置分合の決定 県議会の議決 ↑（市の場合は、総務大臣に対し申請書協議） ・合併申請 廃置分合の議決 ↑合併協定書締結 市町村建設計画策定	総務大臣 県知事 県知事 県知事 関係市町村 各市町村 関係市町村 関係市町村
15	↑ 合併協議 合併協議会設置の議会議決	各市町村
14	↑《合併に係る事前協議》 ※事実上の合意形成 ・任意の合併協議会設置 ・行政制度の検討・調整 (新潟・黒崎の場合250項目)	関係市町村
13	《合併に係る事前準備》 ・検討に向けた府内組織設置 ・基礎的資料の収集・分析 ・住民に対する情報提供、議論喚起	各市町村

【近年の市町村合併の動き】

- 昭和62年下越地区商工会議所会頭会議が「新潟百万都市経済圏構想」策定
- 平成元年新潟商工会議所が「新潟百万都市構想」策定
- 平成4年新潟周辺2市4町の議會議員と経済界が新潟市町村域行政懇話会を設立し、百万都市構想推進を引き継ぐ。
- 新潟都市圏総合整備推進協議会（新潟・豊栄・両津・聖籠・横越・亀田・黒崎で構成）の下部組織である政令指定都市問題研究会（新津・白根を加えた9市町の担当課長で組織）が平成11年9月に「新潟都市圏の型に係る調査報告書」を策定公表（田園型政令都市を目指すことを提案）。
- 平成12年1月に新潟商工会議所政令指定都市推進特別委員会が、政令都市実現に向けた新たなビジョン「緑豊かな国際商業都市を目指して」を策定公表（平成17年3月までに新潟・新津・豊栄・白根・聖籠・亀田・横越・小須戸・黒崎・西川・味方・京ヶ瀬の合併を提唱）

シリーズ「市町村合併」第2回

市町村合併の経過…なぜ市町村合併が行われたか

市町村の合併は過去に2回行われました。

一つは「明治の大合併」、もう一つは「昭和の大合併」です。

(1) 明治の大合併

明治時代当初、町村は江戸時代からの自然発生的な町村の延長上にあったが明治22年に明治政府は、はじめての近代的な地方自治制度である「市制町村制」を施行した。

【合併の基準】

市町村が戸籍や小学校の事務を処理していくことを目途に、300戸～500戸を標準として、全国一律に町村合併を断行した。

【合併の結果】

明治21年末には71,314あった町村が明治22年末には約1/5の15,820に減少した。

【新潟県における合併の結果】

明治21年末には4,593あった町村が明治22年末には815に減少した。

(2) 昭和の大合併

戦後の新憲法によって地方自治が保障され、あわせて地方自治法が施行されたことによりわが国の新たな地方自治制度がスタートした。

この新たな地方自治制度の発足に伴い、6・3制の実施（小学校6年、中学校3年の義務教育制度改革）に伴う新制中学の設置管理を始めとして、教育、社会福祉、保健衛生などのさまざまな分野の仕事が新たに市町村の分担とされたが、当時の町村の多くは著しく規模が小さく、行財政上の能力が乏しい状態にあった。

こうした状況のなか、昭和28年に「町村合併促進法」が制定され、国と都道府県に市町村合併を促進するための本部が設けられた。

さらに、この法律を発展させ、補完するものとして、昭和31年には「新市町村建設促進法」が施行され、新たな合併計画が策定された。

【合併の基準】

新制中学校が合理的に運営できる人口規模を念頭に、全国一律に約8,000人を標準として計画的に町村合併が進められた。その後、「新市町村建設促進法」が施行されたことに伴い、この二つの法律のもとで、国と都道府県の主導により、半ば強制的に合併が進められた。

【合併の結果】

昭和28年の町村合併促進法の施行時には9,868あった市町村の数が昭和36年の新市町村建設促進法の執行時には3,472と約1/3に減少した。

【新潟県における合併の結果】

昭和28年10月には384あった市町村が昭和36年6月には117に減少した。